

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、深谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 深谷都市計画区域の位置等

深谷都市計画区域は、埼玉県北西部に位置し、東京都心から約70km圏に位置しています。

また、深谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、深谷市の行政区域の一部です。

### 【3・5・32号榛沢通り線】

本路線は、花園本庄線を起点として、深谷市岡部地区の東西を横断し、本庄市との行政境へ至る延長約2,560m、幅員15mの幹線街路です。

## II. 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」(令和2年7月)を定めました。

同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・5・32号榛沢通り線については、一部区間の線形を変更することとしました。

## III. 変更の理由

深谷市道との交差点において、本路線と市道とのアクセス性及び安全かつ円滑な交通の確保の観点から交差形状を検討した結果、交差点位置を変更することとしましたので、一部区間の線形を変更するものです。

## IV. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・5・32号榛沢通り線	約2,560m	2車線	15m	・一部区間の線形変更

## V. 関連する都市計画

なし